

長期国債先物取引におけるミニ取引の導入について



平成 20 年 10 月 28 日

株式会社東京証券取引所

ミニ長期国債先物取引の概要

項目		ミニ長期国債先物取引	長期国債先物取引
取引時間	立会市場	9:00-11:00、12:30-15:00、15:30-18:00	9:00-11:00、12:30-15:00、15:30-18:00
	ToSTNet 市場	8:20-15:10、15:30-18:20	8:20-15:10、15:30-18:20
限月取引の数		3限月（3・6・9・12月限月）	3限月（3・6・9・12月限月）
取引期間		9か月	9か月
取引単位		額面1,000万円	額面1億円
基準値段		同一限月の長期国債先物取引の基準値段	前取引日の清算値段
制限値幅		基準値段の上下3円	基準値段の上下3円
更新値幅		10銭	10銭
呼値の単位		額面100円につき5厘（0.5銭）	額面100円につき1銭
取引最終日		各限月の20日の 8取引日前 の日に終了する取引日	各限月の20日の 7取引日前 の日に終了する取引日
取引開始日		取引最終日の翌々取引日の前場	取引最終日の翌取引日の前場
最終決済		差金決済	受渡適格銘柄による受渡決済
最終清算値段		長期国債先物取引の取引最終日の始値	
最終決済期日		取引最終日の翌々営業日	各限月の20日
取引の一時中断		長期国債先物取引の発動時に同時に発動	基準値段の上下2円超
限月間スプレッド取引 (立会市場のみ)		あり	あり
	呼値の刻み	額面100円につき5厘（0.5銭）	額面100円につき1銭
証拠金制度		日本証券クリアリング機構によりSPAN(R)により計算	日本証券クリアリング機構によりSPAN(R)により計算
ギブアップ制度		あり	あり

長期国債先物取引におけるミニ取引の導入について

平成20年10月28日

株式会社東京証券取引所

項目	内 容	備 考
趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 国内におけるデリバティブ取引に対する関心の高まり及び我が国金融市场の国際化により投資家層が拡大し、また、資産運用の多様化が進むにつれて、より細やかな取引に対するニーズが高まっています。 については、機関投資家を中心に取引されている長期国債先物取引について、より多様な取引ニーズに対応し、投資者の利便性及び市場の効率性向上により当取引長期国債先物取引の機能強化を図る観点から、取引単位を現行の長期国債先物取引の10分の1とした「ミニ長期国債先物取引」を導入することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の長期国債先物取引の投資者は、証券会社、銀行及び海外投資家に3分されています。
概要		
1. 取引対象		
(1) 標準物	<ul style="list-style-type: none"> 取引対象は、当取引所が市場デリバティブ取引のために設定した長期国債標準物とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期国債標準物の条件は、現行どおり、額面100円、利率年6%、償還期限10年とします。
(2) 限月取引及びその数	<ul style="list-style-type: none"> 各限月取引は、3月20日、6月20日、9月20日及び12月20日の8日前（休業日を除外します。）の日に終了する取引日を当該限月取引の取引最終日とします。 直近の限月取引の取引最終日の翌々取引日の終了する日の午前8時20分から新たな限月取引の取引を開始します。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引期間は9か月。 長期国債先物取引の取引最終日の前取引日がミニ長期国債先物取引の取引最終日となります。 ミニ長期国債先物取引の取引開始日は、同一限月の長期国債先物取引の取引開始日と同一とします。
2. 取引の仕組み		
(1) 取引方法	<ul style="list-style-type: none"> 売買システムによる取引とします。 	
(2) 取引単位	<ul style="list-style-type: none"> 1取引単位を、額面1,000万円（長期国債先物取引の1/10）とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期国債先物取引では、1取引単位

項目	内 容	備 考
(3) 基準値段	<ul style="list-style-type: none"> 同一限月の長期国債先物取引の基準値段と同一の値段とします。 	は、額面 1 億円。
(4) 制限値幅	<ul style="list-style-type: none"> 基準値段の上下 3 円とします。 	・ 長期国債先物取引の基準値段は、前取引日の清算値段。
(5) 更新値幅	<ul style="list-style-type: none"> 額面 100 円につき 10 銭とします。 	・ 長期国債先物取引と同様。
(6) 呼値の単位	<ul style="list-style-type: none"> 額面 100 円につき 5 厘（ 0.5 銭）とします。 	・ 長期国債先物取引と同様。
(7) 取引規制の方 法	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、取引又はその受託に関し、制限値幅の縮小及び証拠金差入日時の繰上げ等の必要な措置を行うことができるものとします。 	・ 1 ティックの金額は、 500 円
(8) 立会市場にお ける取引		・ 長期国債先物取引は、 1 銭。
a 立会時間	<ul style="list-style-type: none"> 午前 9 時から 11 時まで、午後 0 時 30 分から 3 時まで及び午後 3 時 30 分から 6 時まで（半休日においては、午前 9 時から 11 時まで）とします。 	・ 長期国債先物取引と同様。
b 取引契約締結の 方法	<ul style="list-style-type: none"> 個別競争取引とします。 	・ 長期国債先物取引と同様。
c 取引の一時中断 及び停止	<ul style="list-style-type: none"> 長期国債先物取引において、取引が一時中断されている場合には、当取引所は、ミニ長期国債先物取引について、取引を一時中断することとします。 当取引所は、次の（ a ）及び（ b ）に掲げる場合には、ミニ長期国債先物取引を停止することができるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> （ a ）ミニ長期国債先物取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他取引管理上取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合 （ b ）当取引所の施設に支障が生じた場合等において、当取引所が売買システムによる取引を継続して行わせることが困難であると認める場合 	・ 長期国債先物取引においては、限月取引の直前の約定値段（特別気配を含みます。）が、基準値段から 2 円を超えて上昇（又は下落）した場合に、 15 分間取引を一時中断することとしています。
(9) T o S T N e T 市場における取引		

項目	内 容	備 考
a 立会時間	<ul style="list-style-type: none"> 午前 8 時 20 分から午後 3 時 10 分まで及び午後 3 時 30 分から 6 時 20 分まで（半休日においては、午前 8 時 20 分から 11 時 20 分まで）とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期国債先物取引と同様。
b 取引契約締結の方法	<ul style="list-style-type: none"> 売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるために行われた呼値とが合致したときに、当該呼値の間に取引を成立させることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期国債先物取引と同様。
c 取引の一時中断及び停止	<ul style="list-style-type: none"> 当取引所は、立会によるミニ長期国債先物取引を一時中断した場合には、その間、ミニ長期国債先物 T o S T N e T 取引を一時中断することとします。 当取引所は、次の（a）から（c）までに掲げる場合には、ミニ長国先物取引を停止することができるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 立会によるミニ長期国債先物取引の停止が行われた場合 (b) ミニ長期国債先物 T o S T N e T 取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他取引管理上ミニ長期国債先物 T o S T N e T 取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合 (c) 当取引所の施設に支障が生じた場合等において、取引を継続して行わせることが困難であると認める場合 	
2. ギブアップ	<ul style="list-style-type: none"> ギブアップを行うことができることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期国債先物取引と同様。
3. 証拠金	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の証拠金所要額及び非清算取引参加者の証拠金所要額は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）が取引証拠金等に関する規則等の規定に基づき定める証拠金所要額以上の額とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期国債先物取引と同様。 証拠金は、クリアリング機構が定めるところにより、SPAN(R)により計算されます。 ミニ長期国債先物とその他の国債証券先物・オプション取引との間でリスク相殺（長期国債先物取引との間では完全相殺）される予定です。
4. 値洗い等		
（1） 値洗い	<ul style="list-style-type: none"> 非清算参加者は、指定清算参加者との間で、日々値洗いを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期国債先物取引と同様。 清算参加者は、クリアリング機構の定めるところにより、クリアリング機構

項目	内 容	備 考
(2) 清算値段	<ul style="list-style-type: none"> 清算値段は、クリアリング機構が、ミニ長期国債先物取引の清算値段として定める値段とします。 	<ul style="list-style-type: none"> との間で、日々値洗いを行うこととなります。 ミニ長期国債先物取引の清算値段は、同一限月の長期国債先物取引の清算値段と同じ値段となる予定です。
5 . 決済方法		
(1) 建玉	<ul style="list-style-type: none"> 新規の売付け及び買付けは、それぞれ建玉として算定します。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期国債先物取引と同様。
(2) 転売又は買戻しによる決済	<ul style="list-style-type: none"> 転売又は買戻しを行う場合には、清算システムを通じてクリアリング機構に申告するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ミニ長期国債先物取引における売(買)建玉と長期国債先物取引における買(売)建玉との相殺はできないものとします。
(3) 最終決済		
a 最終決済	<ul style="list-style-type: none"> 取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、取引最終日から起算して3日目の日に、最終清算値段により最終決済を行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期国債先物取引と異なり、受渡決済を行いません。
b 最終清算値段	<ul style="list-style-type: none"> 最終清算値段は、各限月取引の取引最終日の翌日に定めるものとし、同一限月の長期国債先物取引の取引最終日の始値とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期国債先物取引の取引最終日の寄付きに成行注文を出すことによって、実質的にミニ長期国債先物取引のポジションを長期国債先物取引に移すことができます。
6 . 限月間スプレッド取引	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、当取引所が定めるところにより、次に掲げる限月取引間において、限月間スプレッド取引を行うことができるものとします。 <ul style="list-style-type: none"> 第一限月取引と第二限月取引との間 第一限月取引と第三限月取引との間 第二限月取引と第三限月取引との間 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取引制度は、長期国債先物取引と同様とします。
7 . 取引参加者	<ul style="list-style-type: none"> 限月間スプレッド取引の呼値の単位は、額面100円につき0.5銭とします。 総合取引参加者及び国債証券先物等取引参加者により取引を行うことができるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 限月取引と同様。 長期国債先物取引と同様。

項目	内 容	備 考
9. その他 (1) 相場情報の公表 (2) 投資部門別取引状況の公表 取引開始日等	<ul style="list-style-type: none"> 次の情報を相場報道システム等により公表することとします。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 四本値、気配、歩み情報 (2) 限月取引別取引高、総取引高概算 (3) 限月取引別建玉残高、総建玉残高 ミニ長期国債先物取引として、長期国債先物取引その他の先物・オプション取引と区分して公表します。 投資部門別に、売・買別の取引高を月間及び年間ベースにて公表します。 取引開始日は、平成21年3月23日(予定)とします。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期国債先物取引と同様。

以 上

<ミニ長期国債先物取引と長期国債先物取引の最終決済スケジュール>

商品	9/8	9/9 (S-8)	9/10 (S-7)	9/11 (S-6)	9/12 (S-5)	9/13	9/14	9/15	9/16 (S-4)	9/17 (S-3)	9/18 (S-2)	9/19 (S-1)	9/20	9/21	9/22 (S)
ミニ 長 國		取 引 最 終 日	最 終 清算 先 物 の 始 値 (決 定)	取 引 開 始 日	6 月 限 月										
長 國 先 物			取 引 最 終 日	取 引 開 始 日	6 月 限 月										受 渡 決 済 日